### ウォーキングリゾートとっとりブランドマークデザイン使用基準

# 1 目的

この基準は、「ウォーキングリゾートとっとりブランドマーク(以下「ブランドマーク」 という。)」を鳥取県(以下「県」という。)以外の者が使用する場合について、必要な 事項を定めるものとする。

2 ブランドマークに関する権限 ブランドマークに関する一切の権限は、県が所有する。

# 3 使用基準

次のいずれかに該当する場合は、ブランドマークの利活用の趣旨に反するものとして 使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される虞のある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用される虞のある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用される虞のある場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しない虞のある場合
- (5) 法令や公序良俗に反する虞のある場合
- (6) その他承認することが不適当と認められる場合

#### 4 使用手続

- (1) ブランドマークを使用しようとする者は、事前に「ウォーキングリゾートとっとり ブランドマーク使用届出書」(様式第1号)により届け出ること。
- (2) 届出書には、次の書類等を、適宜、添付すること。

ア 企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

- イ 申請者の概要が分かるもの
- ウ その他参考となる資料
- (3) 使用を認めないときは、申請者にその旨を通知する。

#### 5 使用方法

- (1) 定められたデザインに従って使用する。
- (2) 届け出た用途に従って使用する。
- (3) 使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しない。

#### 6 使用料

原則として使用料は徴収しない。

#### 7 届出内容の変更

ブランドマークの使用を届け出た者が、使用届出書の内容について変更しようとする ときは、事前に、「ウォーキングリゾートとっとりブランドマークデザイン使用内容変 更届出書」(様式第2号)により届け出ること。

# 8 使用の報告及び改善

県は、本使用基準に適合する使用を確保するために必要と認められる場合は、使用者に対し、ブランドマークの使用等について報告を求め、改善を指示することができるものとする。

# 9 損失補償等の責任

県は、当該届出案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

平成 年 月 日

鳥取県中部総合事務所 地域振興局中部振興課長 様

(申請者) 住 所氏 名印

ウォーキングリゾートとっとりブランドマークデザイン使用届出書

下記のとおりウォーキングリゾートとっとりブランドマークデザインを使用したいので届け出ます。

記

1	使用目的						
2	使用方法						
3	使用期間		自 至	平成 平成	年年	日日	
4	作成数						
5	連絡先	(担 当 者) (電話番号)					

※添付書類・企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

- ・申請者の概要がわかるもの
- ・その他参考となる資料

平成 年 月 日

印

鳥取県中部総合事務所 地域振興局中部振興課長 様

(申請者) 住 所氏 名

ウォーキングリゾートとっとりブランドマークデザイン使用内容変更届出書

年 月 日付第いので届け出ます。

年 月 日付第 号で届け出た内容について、下記のとおり変更した

記

事 項	変更前	変更後

※添付書類・変更後の企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

・ その他参考となる資料